

令和7年第3回定例会

議 案 付 託 表

《議案第83号－議案第100号（議案第86号・議案第93号・議案第99号を除く）
・議案第103号・報告第2号》

鹿 児 島 県 議 会

議 案 番 号	件 名	備 考				
議 案 第 83 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号）のうち （1）本則 （2）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳入） （3）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第 2 款 総務費（第 6 項防災費に限る。）</td><td>千円 7,370</td></tr></table> （4）第 4 表 地方債補正	款	補正額	第 2 款 総務費（第 6 項防災費に限る。）	千円 7,370	
款	補正額					
第 2 款 総務費（第 6 項防災費に限る。）	千円 7,370					
議 案 第 84 号	鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 85 号	鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 87 号	土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件					
議 案 第 88 号	鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 96 号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 97 号	鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び鹿児島県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 98 号	財産の取得について議決を求める件					
議 案 第 103 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号）のうち （1）本則 （2）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳入） （3）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第 3 款 民生費（第 5 項災害救助費のうち危機管理防災局の所管に係るものに限る。）</td><td>千円 589,593</td></tr></table> （4）第 2 表 地方債補正	款	補正額	第 3 款 民生費（第 5 項災害救助費のうち危機管理防災局の所管に係るものに限る。）	千円 589,593	
款	補正額					
第 3 款 民生費（第 5 項災害救助費のうち危機管理防災局の所管に係るものに限る。）	千円 589,593					

議 案 番 号	件 名	備 考
議 案 第 83 号	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第3号）	
	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第3号）のうち	
	(1) 第1表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち	
議 案 第 90 号	財産の取得について議決を求める件	
議 案 第 103 号	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第4号）	
	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第4号）のうち	
	(1) 第1表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち	

議 案 番 号	件 名	備 考										
議 案 第 83 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号）のうち （1）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td></td><td>千円</td></tr><tr><td>第 2 款 総務費（第 6 項防災費を除く。）</td><td>45, 087</td></tr><tr><td>第 8 款 土木費</td><td>817, 104</td></tr><tr><td>第11款 災害復旧費</td><td>2, 109, 606</td></tr></table> （2）第 2 表 繰越明許費のうち 土木部所管の事業	款	補正額		千円	第 2 款 総務費（第 6 項防災費を除く。）	45, 087	第 8 款 土木費	817, 104	第11款 災害復旧費	2, 109, 606	
款	補正額											
	千円											
第 2 款 総務費（第 6 項防災費を除く。）	45, 087											
第 8 款 土木費	817, 104											
第11款 災害復旧費	2, 109, 606											
議 案 第 89 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件											
議 案 第 91 号	契約の締結について議決を求める件											
議 案 第 92 号	契約の締結について議決を求める件											
議 案 第 94 号	鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件											
議 案 第 103 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号）のうち （1）第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td></td><td>千円</td></tr><tr><td>第 8 款 土木費</td><td>588, 632</td></tr><tr><td>第11款 災害復旧費（第 2 項土木施設災害復旧費及び第 4 項県有施設災害復旧費に限る。）</td><td>2, 815, 937</td></tr></table>	款	補正額		千円	第 8 款 土木費	588, 632	第11款 災害復旧費（第 2 項土木施設災害復旧費及び第 4 項県有施設災害復旧費に限る。）	2, 815, 937			
款	補正額											
	千円											
第 8 款 土木費	588, 632											
第11款 災害復旧費（第 2 項土木施設災害復旧費及び第 4 項県有施設災害復旧費に限る。）	2, 815, 937											

議 案 番 号	件 名	備 考				
議 案 第 83 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 3 号）のうち (1) 第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第 1 0 款 教育費</td><td>千円 1, 100, 472</td></tr></table>	款	補正額	第 1 0 款 教育費	千円 1, 100, 472	
款	補正額					
第 1 0 款 教育費	千円 1, 100, 472					
議 案 第 95 号	鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件					
議 案 第 103 号	令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号） 令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 4 号）のうち (1) 第 1 表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第 7 款 商工費</td><td>千円 820, 700</td></tr></table>	款	補正額	第 7 款 商工費	千円 820, 700	
款	補正額					
第 7 款 商工費	千円 820, 700					

議 案 番 号	件 名	備 考						
議 案 第 83 号	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第3号） 令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第3号）のうち （1）第1表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第4款 衛生費</td><td>千円 589,464</td></tr><tr><td>第6款 農林水産業費（第4項林業費に限る。）</td><td>19,000</td></tr></table>	款	補正額	第4款 衛生費	千円 589,464	第6款 農林水産業費（第4項林業費に限る。）	19,000	
款	補正額							
第4款 衛生費	千円 589,464							
第6款 農林水産業費（第4項林業費に限る。）	19,000							
議 案 第 100 号	鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件							
報 告 第 2 号	専決処分報告の件							
専 第 3 号	損害賠償の額を定める件							
議 案 第 103 号	令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第4号） 令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第4号）のうち （1）第1表 歳入歳出予算補正（歳出）のうち <table><tr><th>款</th><th>補正額</th></tr><tr><td>第3款 民生費（第5項災害救助費のうち保健福祉部の所管に係るものに限る。）</td><td>千円 5,625</td></tr></table>	款	補正額	第3款 民生費（第5項災害救助費のうち保健福祉部の所管に係るものに限る。）	千円 5,625			
款	補正額							
第3款 民生費（第5項災害救助費のうち保健福祉部の所管に係るものに限る。）	千円 5,625							